

第7週の発生動向 (2008/2/11 ~ 2008/2/17)

1. インフルエンザについては、[インフルエンザ情報](#)に掲載しています。
2. 咽頭結膜熱については、東地方+青森市保健所管内においては第45週から、むつ保健所管内において第48週から**警報**が続いています。
3. 麻疹については、弘前保健所管内において、患者発生が続いていることから、他の保健所管内においても注意が必要です。

第7週五類感染症定点把握 注:五類感染症定点把握疾病の警報・注意報については、二次保健医療圏単位で判定しています。

疾患番号・疾患名	東地方+青森市		弘前		八戸		五所川原		上十三		むつ		青森県計		増減数 (前週からの増減)	東地方(再掲)		青森市(再掲)	
	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点		数	定点	数	定点
(85) インフルエンザ	80	5.71	17	1.13	54	3.86	7	1.00	59	6.56	129	21.50	346	5.32	-326	1	0.50	79	6.58
(74) RSウイルス感染症	1	0.11			1	0.11	2	0.40					4	0.10	-15			1	0.13
(75) 咽頭結膜熱	5	0.56	6	0.67					3	0.50	6	1.50	20	0.48	0			5	0.63
(76) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	16	1.78	20	2.22	4	0.44			5	0.83	5	1.25	50	1.19	5	5	5.00	11	1.38
(77) 感染性胃腸炎	78	8.67	53	5.89	16	1.78	18	3.60	26	4.33	21	5.25	212	5.05	-42	25	25.00	53	6.63
(78) 水痘	19	2.11	20	2.22	5	0.56	2	0.40	5	0.83	4	1.00	55	1.31	-11	6	6.00	13	1.63
(79) 手足口病			2	0.22									2	0.05	0				
(80) 伝染性紅斑	1	0.11			1	0.11							2	0.05	-4			1	0.13
(81) 突発性発疹	2	0.22	5	0.56					1	0.17	2	0.50	10	0.24	-9	1	1.00	1	0.13
(82) 百日咳															0				
(72) 風しん	平成20年1月1日から全数把握疾患に移行しました。															0			
(83) ヘルパンギーナ															-1				
(73) 麻疹	平成20年1月1日から全数把握疾患に移行しました。															0			
(84) 流行性耳下腺炎	1	0.11			2	0.22	1	0.20					4	0.10	2			1	0.13
(86) 急性出血性結膜炎															0				
(87) 流行性角結膜炎	1	0.50			1	0.50			1	0.50			3	0.27	0			1	0.50
(95) マイコプラズマ肺炎			3	3.00	4	4.00					5	5.00	12	2.00	5				

保健所名	定点数				
	インフルエンザ (内科+小児科)	小児科	内科	眼科	基幹
東地方	2	1	1	0	0
弘前	15	9	6	3	1
八戸	14	9	5	2	1
五所川原	7	5	2	1	1
上十三	9	6	3	2	1
むつ	6	4	2	1	1
青森市	12	8	4	2	1
合計	65	42	23	11	6

は警報
  は注意報
 「空欄」:患者発生数0

表 以外の感染症法対象疾患 (注:届出数は速報値です)

- (9) 結核(二類全数把握疾患): 弘前3人、八戸1人、むつ1人、青森市1人 (20年計:42人)
- (64) 後天性免疫不全症候群(五類全数把握疾患): 八戸1人 (20年計:1人)
- (73) 麻疹(五類全数把握疾患): 弘前3人、むつ4人 (20年計:28人)

# 感染症の窓

# 鳥インフルエンザ

WHO に報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザ A (H5N1) 感染確定症例数

	2003		2004		2005		2006		2007		2008		合計	
	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	8	5
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	0	0	7	7
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	0	0	27	17
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	0	0	43	19
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	10	8	127	103
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	3	2
ラオス人民民主共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	2	2	103	49
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	86	59	12	10	361	227

鳥インフルエンザの病原体として、A型 influenza virus H5 及び H7 亜型が知られています。これらの亜型はまれに鳥からヒトへの感染を起こす場合があります、その症状は高熱、咳等、人のインフルエンザ様症状の他に、重篤な肺炎や多臓器不全などを併発し、死に至ることがあります。

最近、ベトナムで、病鳥や死鳥との接触があった40歳男性がH5N1に感染し、2月13日に死亡したほか、インドネシアでは、38歳女性とその娘(15歳)が、H5N1に感染・発症し、重体であると報告されています(国立感染症研究所)。

また、中国においても湖南省で22歳男性が、感染し、1月に死亡したと報道されています。

表に示した流行地域へ出かける方は、生きている鳥を扱っている農場や市場などへ行かないことや弱った鳥や死んだ鳥に触れないこと、外出後のうがいや手洗い、マスクの着用などの注意が必要です。